三　第七条の四の規定により第七条第一項又は第六項の許可を取り消された者　当該取り消された許可

四　第九条の八第一項、第九条の九第一項又は第九条の十第一項の認定に係る事業の全部又は一部を廃止した者　当該認定

五　第九条の八第九項、第九条の九第十項又は第九条の十第七項の規定により第九条の八第一項、第九条の九第一項又は第九条の十第一項の認定を取り消された者　当該取り消された認定

六　第七条第一項又は第六項の許可を受けないで一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行つた者（同条第一項ただし書又は第六項ただし書に該当する者を除く。）　当該許可を受けないで業として行つた収集若しくは運搬又は処分

2　第十九条の五の規定は、次の各号に掲げる者が産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない産業廃棄物（当該各号に定める事項に係るものに限る。）の保管を行つていると認められるときについて準用する。この場合において、同条第一項中「第十九条の三第三号に掲げる場合及び当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者が当該産業廃棄物を輸入した者（その者の委託により収集、運搬又は処分を行つた者を含む。）である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において同じ。」とあるのは「第十五条の四の四第一項の認定を受けた者については、環境大臣」と、「期限を定めて、その支障の除去等の措置」とあるのは「産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に従つて当該産業廃棄物の保管をすることその他必要な措置」と読み替えるものとする。

一　第十四条第二項若しくは第七項又は第十四条の四第二項若しくは第七項の更新を受けなかつた者　当該更新を受けなかつた許可

二　第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項の規定による届出をした者　当該届出

三　第十四条の三の二第一項（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二項（第十四条の六において準用する場合を含む。）の規定により第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を取り消された者　当該取り消された許可

四　第十五条の四の二第一項、第十五条の四の三第一項又は第十五条の四の四第一項の認定に係る事業の全部又は一部を廃止した者　当該認定

五　第十五条の四の二第三項において準用する第九条の八第九項、第十五条の四の三第三項において準用する第九条の九第十項又は第十五条の四の四第三項において準用する第九条の十第七項の規定により第十五条の四の二第一項、第十五条の四の三第一項又は第十五条の四の四第一項の認定を取り消された者　当該取り消された認定

六　第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けないで産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行つた者（第十四条第一項ただし書若しくは第六項ただし書又は第十四条の四第一項ただし書若しくは第六項ただし書に該当する者を除く。）　当該許可を受けないで業として行つた収集若しくは運搬又は処分

第二十条及び第二十四条の三第一項中「第十九条第一項」の下に「（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十四条の四中「第十二条の五第八項」を「第十二条の五第九項」に改め、「第十二条の六」の下に「、第十二条の七第一項、第二項、第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第七項、第九項及び第十項」を加え、「第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）」を「第十四条の三の二第一項（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二項（第十四条の六において準用する場合を含む。）」に、「、第九条の六並びに第九条の七第二項」を「並びに第九条の六、第十五条の四において準用する第九条の七第二項、第十七条の二第一項、同条第三項において準用する第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の三（第一号及び第三号を除く。）及び第十九条の五第一項（第二号から第四号までを除く。）」に、「第二十一条の二」を「第十九条の十第二項において読み替えて準用する第十九条の五第一項、第二十一条の二」に改める。

第二十五条第一項第五号中「において」の下に「読み替えて」を、「第十九条の五第一項」の下に「（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十六条第二号中「又は第十九条の三」を「、第十九条の三（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の十第一項において読み替えて準用する第十九条の四第一項又は第十九条の十第二項において読み替えて準用する第十九条の五第一項」に改め、同条第三号中「において」の下に「読み替えて」を加える。

第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　第十二条の三第一項（第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は第十二条の三第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

二　第十二条の三第三項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

三　第十二条の三第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者

四　第十二条の三第四項若しくは第五項又は第十二条の五第六項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

五　第十二条の三第二項、第六項、第九項又は第十項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者

六　第十二条の四第一項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者

七　第十二条の四第二項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者

八　第十二条の四第三項又は第四項の規定に違反して、送付又は報告をした者

九　第十二条の五第一項又は第二項（これらの規定を第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者

十　第十二条の五第三項又は第四項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者

十一　第十二条の六第三項の規定による命令に違反した者

第二十八条第二号中「第十九条の十第一項」を「第十九条の十一第一項」に改める。

第二十九条中第三号から第十二号までを削り、同条第十三号中「、第九条の三の三第三項」を「又は第九条の三の三第三項」に改め、「又は第十二条の六第三項」を削り、同号を同条第三号とし、同条第十四号中「又は第十四条の四第十三項」を「、第十四条の二第四項、第十四条の三の二第三項（第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十四条の四第十三項又は第十四条の五第四項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第十五号中「第十四条第十四項」の下に「、第十四条の二第五項（第十四条の三の二第四項（第十四条の六において準用する場合を含む。）及び第十四条の五第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第五号とし、同条中第十六号を第六号とし、第十七号を第七号とする。

第三十条第一号中「準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず」を「読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず」に改め、同条第二号中「第十四条の五第三項において」の下に「読み替えて」を加え、「第九条第三項（第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）」を「第九条第三項」に改め、「第四項（」の下に「これらの規定を」を加え、同条第四号中「第九条の十第八項、」を「第九条の十第八項において準用する場合並びに」に改め、「において」の下に「読み替えて」を加え、同条中第八号を第九号とし、同条第七号中「第十九条第一項」の下に「（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第十八条」を「第十八条第一項（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第二項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　第十七条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして有害使用済機器の保管又は処分を業として行つた者

第三十二条第一項第二号中「第二十七条」の下に「、第二十七条の二」を加える。